



新型コロナウイルス感染症に伴う生活トラブル

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で日本を含め全世界に広がりました。特に、北海道では全国に先立って感染が広がり、本年2月28日には、道より緊急事態宣言が出され、異例の外出自粛要請がなされました。今回は、このような事態の中で生じたさまざまな生活トラブルについて紹介します。

■生活トラブルQ&A

Q 職場において、感染予防の観点から、自宅待機を命じられた場合、その間の給与をもらうことはできないのでしょうか？

A 使用者の判断により休業する場合、法律上休業手当を請求できません。なお、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症について雇用調整助成金制度の要件を緩和しており、休業手当に関する助成が受けやすくなっています。

Q 団体で旅館を予約していましたが、そのうちの一人に感染症の疑いがあったため、予約をキャンセルしたところ、宿泊料を全額請求されました。全額支払わないといけないのでしょうか？

A 個別の事案により異なりますが、仮に支払う義務がある場合でも、全額ではなく、「平均的な損害の額」の限度のみとなる場合があります。

Q 飲食店を経営していますが、自粛要請に伴い利用客が激減し、給与の支払いままならない状態です。どのように対応すべきでしょうか？

A 経済産業省などが、事業者向け融資や補助等の支援策を提供しています。信用保証協会、政策金融公庫などの各窓口にご相談ください。

■このほか、このような混乱に便乗して、「マスクを発送した」という詐欺メールも横行していますので、注意してください。さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ



春の全国交通安全運動の実施

～見逃すな
信じて挙げた
小さな手～

【運動期間】4月6日(月)～15日(水)の10日間

【交通事故防止のポイント】

1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

通園・通学をする子どもたちを交通事故から守りましょう！

2 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢運転者の皆さん、交通ルール・マナーを守り安全運転を！

3 自転車の安全利用の推進

自転車も「クルマ」です！「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤子どもはヘルメットを着用

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車に乗ったら、すべての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう！

5 飲酒運転の根絶

道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちで北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

6 4月10日(金)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！

一人ひとりが交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110